

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2022 年 12 月更新

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、主な条文を掲載していますので、対応箇所を確認しながら学習するとより理解が深まります。また、より深く学びたい場合は、その他の条文についても e - G o v 法令検索（デジタル庁）などで確認すると良いでしょう。今回のテーマは「中小事業主掛金納付制度」です。

第5講 「中小事業主掛金納付制度」 (確定拠出年金法第 55 条、第 68 条の 2 ほか)

「中小事業主掛金納付制度」とは、個人型年金の加入者である従業員の掛金に事業主が掛金を上乗せして拠出する制度です。中小事業主掛金納付制度に関する規定としては、確定拠出年金法第 55 条（規約の承認）、第 68 条の 2（中小事業主掛金）、確定拠出年金法施行規則第 56 条の 4（中小事業主掛金の拠出の対象となる者の同意）などがあります。

まず、主な条文をみてみましょう。

確定拠出年金法第 55 条（規約の承認）

（略）

第 2 項 個人型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

（略）

第 4 号の 2 中小事業主（企業型年金及び確定給付企業年金を実施していない厚生年金適用事業所の事業主であって、その使用する第一号厚生年金被保険者の数が三百人以下のものをいう。（略））が（略）掛金を拠出することを定める場合にあっては、当該掛金の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項

確定拠出年金法第 68 条の 2（中小事業主掛金）

第 1 項 中小事業主は、その使用する第一号厚生年金被保険者（略）である個人型年金加入者が（略）掛金を拠出する場合（（略）当該中小事業主を介して納付を行う場合に限る。）は、当該第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、（略）労働組合がないときは当該第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意を得て、政令で定めるところにより、年一回以上、定期的に、掛金を拠出することができる。

第 2 項 中小事業主は、（略）中小事業主掛金（略）を拠出する場合には、中小事業主掛金の拠出の対象となる者について、一定の資格を定めることができる。この場合において、中小事業主は、同項の同意を得なければならない。

第 3 項 （略）前項の資格を定める場合にあっては、（略）特定の者について不当に差別的なものであってはならない。

（略）

第 6 項 中小事業主が中小事業主掛金を拠出するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、その名称、住所その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣及び連合会に届け出なければならない。

第 7 項 前項の規定による届出をした中小事業主は、その届け出た事項に変更があったとき、中小事業主掛金を拠出しないこととなったときその他厚生労働省令で定めるときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣及び連合会に届け出なければならない。

注）実際の条文には下線は入っていません。

確定拠出年金法第 55 条第 2 項第 4 号の 2 は、個人型年金規約の記載事項として中小事業主掛金納付制度に関する事項を記載することを定めた規定ですが、中小事業主掛金納付制度を実施できる事業主の要件も定められています。具体的には、括弧書きの「企業型年金及び確定給付企業年金を実施していない厚生年金適用事業所の事業主であって、その使用する第 1 号厚生年金被保険者の数が 300 人以下のもの」が「中小事業主」であり、中小事業主掛金納付制度を実施することができる事業主です。なお、条文には厚生年金基金は記載されていませんが、健全化法による読替えにより厚生年金基金も実施していないことが要件となります。また、企業年金による上乗せがない企業が対象となるため、企業年金と同様の役割を担っている年金払い退職給付がある公務員や私立学校の教職員（第 2 号～第 4 号厚生年金被保険者）は中小事業主掛金納付制度の対象外となります。

制度の具体的な内容は、確定拠出年金法第 68 条の 2 に定められています。

第 1 項により、事業主は、中小事業主掛金納付制度の実施に際し、第 1 号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合等の同意を得なければなりません。また、括弧書きにより、中小事業主掛金を拠出するためには、個人型年金加入者が、事業主を介して掛金を納付していることが要件となります。なお、中小事業主掛金の拠出に際しては、制度実施の労使合意に加え、拠出対象となる者の同意も得なければなりません（確定拠出年金法施行規則第 56 条の 4）。

また、中小事業主掛金納付制度は、原則として、個人型年金加入者であって事業主を介して掛金を納付している者の全員が中小事業主掛金の拠出の対象となりますが、第 2 項により、労働組合等の同意を得ることにより一定の資格を設けることができます。ただし、第 3 項により、一定の資格は特定の者について不当に差別的なものとならないようにしなければなりません。法令解釈の第 2 によれば、認められる一定の資格は「一定の職種」と「一定の勤続期間以上（または未満）」のみで、これら以外のものは基本的には認められません。なお、就業規則等により給与等の労働条件が異なるなど合理的な理由が認められる場合に資格を区分（グループ区分）することは可能です。

中小事業主掛金の額の決定・変更は第 4 項により事業主によって行われ、額の決定・変更や、中小事業主掛金を拠出しないこととなったときは、第 5 項により事業主は対象者に通知しなければなりません。なお、掛金の額については、確定拠出年金法施行令第 29 条第 4 項で、特定の者について不当に差別的でないことが要件となっています。従って、原則として同額であることが求められますが、資格ごとに額を定めることは可能とされています。

また、中小事業主掛金納付制度を実施するとき、中小事業主掛金の額や拠出対象となる者などが変更になった場合は、第 6 項、第 7 項により、厚生労働大臣及び国民年金基金連合会に届出をしなければなりません。ただし、確定拠出年金法施行規則第 56 条の 8 により、厚生労働大臣（地方厚生（支）局）に提出する書類は国民年金基金連合会を経由して提出できるため、実際には国民年金基金連合会にまとめて提出することとなります。届出事項は、確定拠出年金法施行規則第 56 条の 6 等に定められています。また、提出書類などは、国民年金基金連合会のホームページなどでも確認できます。

なお、中小事業主掛金納付制度を実施できる企業は企業年金がない事業所であることから、拠出限度額は 1 か月あたり 2 万 3,000 円であり、個人型年金加入者掛金の額と中小事業主掛金の額を合計して拠出限度額以下となるようにする必要があります（確定拠出年金法施行令第 36 条）。また、第 4 講（掛金の拠出方法）でみたように、中小事業主掛金は、個人型年金加入者掛金が拠出されたときに上乗せして拠出します。ただし、個人型年金加入者掛金が拠出される都度中小事業主掛金を拠出する必要はなく、年 1 回以上個人型年金加入者掛金の拠出に合わせて拠出すれば良いことになっています（確定拠出年金法施行令第 35 条の 2）。

実施要件、対象者、掛金の額・拠出などの詳細は理解が曖昧になりやすいので、条文でどのように定められているのか確認しておくとい良いでしょう。

今回は、「簡易企業型年金」です。

※記載内容は、2022 年 12 月 1 日現在の法令に基づくものです。